

■改定内容一覧

現在の 条 番	現在の 項 番	現在の 号 番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更後 の項番	変 更 前 (現在会員規約)	変 更 後																																																				
第8条	(1)	-	第8条	(1)	-	(1) カードの利用可能枠は、甲が審査のうえカードショッピングおよびキャッシングの利用可能枠を決定するものとします。なお、カード利用可能枠のうち、1回払い以外（2回払い、分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い）の割賦可能枠を別途審査のうえ定めるものとします。	(1) カードの利用可能枠は、甲が審査のうえカードショッピングおよびキャッシングの利用可能枠を決定するものとします。なお、カード利用可能枠のうち、1回払い以外（2回払い、分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、 <u>スキップ払い</u> ）の割賦可能枠を別途審査のうえ定めるものとします。																																																				
第30条	(2)	④	第30条	(2)	④	<p>④会員がリボルビング払を指定した場合、申込時に指定した残高スライド方式又は、定額払い方式に別途算出した手数料を含めた額を支払うものとします。申込時に、ご指定がない場合は残高スライド標準コースとさせていただきます。どちらの場合でも、利用残高が申込時に指定・設定した金額以下となる場合は残金全額と所定の手数料を合算した額になります。残高スライド方式、定額払い方式とも手数料をこれに含めて支払うものとします（これを「弁済金」といいます）。手数料は毎月末日で締め切ったカードショッピングのリボルビング利用残高に実質年率15.0%（月利1.25%）を乗じた額とします。ただし、カード利用状況により、残高及び弁済金が会員設定の支払コースに適應しないと判断した場合には、当社から会員へ書面等による通知の上、支払コースの変更をする場合があります。</p> <p>【残高スライド方式 表（イ）】 月々のお支払い額がご利用残高によって変動するお支払い方法です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">お支払コース 前月末リボご利用残高</th> <th colspan="2">弁済金（手数料を含む）</th> </tr> <tr> <th>標準コース （月々の支払額）</th> <th>短期コース （月々の支払額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～100,000円</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100,001円～200,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200,001円～300,000円</td> <td>15,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>300,001円～400,000円</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>400,001円～500,000円</td> <td>25,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>500,001円～600,000円</td> <td>30,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>以後10万円増すごとに</td> <td>10,000円加算</td> <td>10,000円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>【弁済金の具体的算定例】 残高スライド標準コースの場合で、前月末（1月末）の利用残高が105,000円であるとき (1) 2月27日支払 利用残高 105,000円 弁済金 10,000円 ※第29項第4号の表（イ）による [手数料充充分105,000円×15.0%/12ヶ月=1,312円 元本充充分10,000円-1,312円=8,688円]</p>	お支払コース 前月末リボご利用残高	弁済金（手数料を含む）		標準コース （月々の支払額）	短期コース （月々の支払額）	1～100,000円	5,000円	10,000円	100,001円～200,000円	10,000円	15,000円	200,001円～300,000円	15,000円	20,000円	300,001円～400,000円	20,000円	30,000円	400,001円～500,000円	25,000円	40,000円	500,001円～600,000円	30,000円	50,000円	以後10万円増すごとに	10,000円加算	10,000円加算	<p>④会員がリボルビング払を指定した場合、申込時に指定した残高スライド方式又は、定額払い方式に別途算出した手数料を含めた額を支払うものとします。申込時に、ご指定がない場合は残高スライド標準コースとさせていただきます。どちらの場合でも、利用残高が申込時に指定・設定した金額以下となる場合は残金全額と所定の手数料を合算した額になります。残高スライド方式、定額払い方式とも手数料をこれに含めて支払うものとします（これを「弁済金」といいます）。手数料は毎月末日で締め切ったカードショッピングのリボルビング利用残高に実質年率15.0%（月利1.25%）を乗じた額とします。なお、<u>初回リボルビング払分は前月末までのリボルビング利用残高には含めず、利用明細ごとに所定の手数料を乗じた額とします。</u>ただし、カード利用状況により、残高及び弁済金が会員設定の支払コースに適應しないと判断した場合には、当社から会員へ書面等による通知の上、支払コースの変更をする場合があります。</p> <p>【残高スライド方式 表（イ）】 月々のお支払い額がご利用残高によって変動するお支払い方法です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">お支払コース 前月末リボご利用残高</th> <th colspan="2">弁済金（手数料を含む）</th> </tr> <tr> <th>標準コース （月々の支払額）</th> <th>短期コース （月々の支払額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～100,000円</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100,001円～200,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200,001円～300,000円</td> <td>15,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>300,001円～400,000円</td> <td>20,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>400,001円～500,000円</td> <td>25,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>500,001円～600,000円</td> <td>30,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>以後10万円増すごとに</td> <td>10,000円加算</td> <td>10,000円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>【弁済金の具体的算定例】 残高スライド標準コースの場合で、前月末（1月末）の利用残高が105,000円のうち、<u>初回リボルビング払分の利用が1月14日2,000円、1月20日3,000円の2件5,000円であるとき</u> (1) 2月27日支払 ①前月末利用残高 100,000円 a 手数料充充分 100,000円×15.0%/12ヶ月=1,250円 ②初回利用分残高 2件5,000円（i+ii） i 利用日 1月14日 2,000円 b 手数料充充分 2,000円×15.0%/12ヶ月=25円 ii 利用日 1月20日 3,000円 c 手数料充充分 3,000円×15.0%/12ヶ月=37円 弁済金 10,000円 ※第30条第2項第4号の表（イ）による 元本充充分 10,000円-1,312円(a+b+c) = 8,688円</p>	お支払コース 前月末リボご利用残高	弁済金（手数料を含む）		標準コース （月々の支払額）	短期コース （月々の支払額）	1～100,000円	5,000円	10,000円	100,001円～200,000円	10,000円	15,000円	200,001円～300,000円	15,000円	20,000円	300,001円～400,000円	20,000円	30,000円	400,001円～500,000円	25,000円	40,000円	500,001円～600,000円	30,000円	50,000円	以後10万円増すごとに	10,000円加算	10,000円加算
お支払コース 前月末リボご利用残高	弁済金（手数料を含む）																																																										
	標準コース （月々の支払額）	短期コース （月々の支払額）																																																									
1～100,000円	5,000円	10,000円																																																									
100,001円～200,000円	10,000円	15,000円																																																									
200,001円～300,000円	15,000円	20,000円																																																									
300,001円～400,000円	20,000円	30,000円																																																									
400,001円～500,000円	25,000円	40,000円																																																									
500,001円～600,000円	30,000円	50,000円																																																									
以後10万円増すごとに	10,000円加算	10,000円加算																																																									
お支払コース 前月末リボご利用残高	弁済金（手数料を含む）																																																										
	標準コース （月々の支払額）	短期コース （月々の支払額）																																																									
1～100,000円	5,000円	10,000円																																																									
100,001円～200,000円	10,000円	15,000円																																																									
200,001円～300,000円	15,000円	20,000円																																																									
300,001円～400,000円	20,000円	30,000円																																																									
400,001円～500,000円	25,000円	40,000円																																																									
500,001円～600,000円	30,000円	50,000円																																																									
以後10万円増すごとに	10,000円加算	10,000円加算																																																									

					<p>(2) 3月27日支払 利用残高 96,312 円 弁済金 5,000 円 ※第 29 項第 4 号の表 (イ) による $\left[\begin{array}{l} \text{手数料充当分} 96,312 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,203 \text{ 円} \\ \text{元本充当分} 5,000 \text{ 円} - 1,203 \text{ 円} = 3,797 \text{ 円} \end{array} \right.$</p> <p>〔定額払い方式〕 ご利用残高に関わらず、毎月一定額（手数料を含む）をお支払する方法です。毎月の弁済金は10,000 円、15,000 円、20,000円、30,000円、50,000円、60,000 円、70,000 円、100,000 円の各コースとし、ご利用残高が申込時に指定した各 コースの金額以下となる場合は残金全額となります。 残高スライド方式、定額払い方式とも手数料を含めた額を支払うものとします（これを「弁済金」といいます）。手数料は毎月末日で締め切ったカードショッピングのリボルビング利用残高 に実質年率 15.0%（月利 1.25%）を乗じた額とします。 【弁済金の具体的算定例】 定額 10,000 円コースの場合で、前月末（1 月末）の利用残高が 100,000円であるとき (1) 2月27日支払 利用残高 100,000 円 弁済金 10,000 円（定額） $\left[\begin{array}{l} \text{手数料充当分} 100,000 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,250 \text{ 円} \\ \text{元本充当分} 10,000 \text{ 円} - 1,250 \text{ 円} = 8,750 \text{ 円} \end{array} \right.$ (2) 3月27日支払 利用残高 91,250 円 弁済金 10,000 円（定額） $\left[\begin{array}{l} \text{手数料充当分} 91,250 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,140 \text{ 円} \\ \text{元本充当分} 10,000 \text{ 円} - 1,140 \text{ 円} = 8,860 \text{ 円} \end{array} \right.$ 利用代金については、前項の支払方法の他任意に増額して支払うことができるものとします。増額の申し出は、毎月、月末までとします。</p>	<p>(2) 3月27日支払 利用残高 96,312 円 弁済金 5,000 円 <u>※第 30 条第 2 項第 4 号の表 (イ) による</u> $\left[\begin{array}{l} \text{手数料充当分} 96,312 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,203 \text{ 円} \\ \text{元本充当分} 5,000 \text{ 円} - 1,203 \text{ 円} = 3,797 \text{ 円} \end{array} \right.$</p> <p>〔定額払い方式〕 ご利用残高に関わらず、毎月一定額（手数料を含む）をお支払する方法です。毎月の弁済金は10,000 円、15,000 円、20,000円、30,000円、50,000円、60,000 円、70,000 円、100,000 円の各コースとし、ご利用残高が申込時に指定した各 コースの金額以下となる場合は残金全額となります。 残高スライド方式、定額払い方式とも手数料を含めた額を支払うものとします（これを「弁済金」といいます）。手数料は毎月末日で締め切ったカードショッピングのリボルビング利用残高 に実質年率 15.0%（月利 1.25%）を乗じた額とします。 【弁済金の具体的算定例】 <u>定額 10,000 円コースの場合で、前月末（1 月末）の利用残高が 100,000円のうち、初回リボルビング払分の利用が1月14日2,000円、1月20日3,000円の2件5,000円であるとき</u> <u>(1) 2月27日支払</u> <u>①前月末利用残高 95,000 円</u> <u>a 手数料充当分 95,000 円×15.0%/12 ヶ月 = 1,187円</u> <u>②初回利用分残高 2件5,000円 (i + ii)</u> <u>i 利用日 1月14日 2,000円</u> <u>b 手数料充当分 2,000 円×15.0%/12 ヶ月 = 25円</u> <u>ii 利用日 1月20日 3,000円</u> <u>c 手数料充当分 3,000 円×15.0%/12 ヶ月 = 37円</u> $\left[\begin{array}{l} \text{弁済金} 10,000 \text{ 円 (定額)} \\ \text{元本充当分} 10,000 \text{ 円} - 1,249 \text{ 円} (a+b+c) = 8,751 \text{ 円} \end{array} \right.$ <u>(2) 3月27日支払</u> <u>利用残高 91,249 円</u> <u>弁済金 10,000 円 (定額)</u> $\left[\begin{array}{l} \text{手数料充当分} 91,249 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,140 \text{ 円} \\ \text{元本充当分} 10,000 \text{ 円} - 1,140 \text{ 円} = 8,860 \text{ 円} \end{array} \right.$ 利用代金については、前項の支払方法の他任意に増額して支払うことができるものとします。増額の申し出は、毎月、月末までとします。</p>	
第30条	-	-	第30条	(2)	⑦	<p>【新設】</p>	<p>⑦ スキップ払いは、お支払い月を最長6ヶ月先まで繰り越し、ご指定の月に一括（1回）で所定の手数料を含めた額を支払うものとします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。 手数料は、毎月末日に締め切ったショッピング利用金額に対して、翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、実質年率15.0%（月利1.25%）を乗じた額とします。 利用代金については、前項の支払方法の他任意に増額して支払うことができるものとします。 増額の申し出は、毎月、月末までとします。</p>
第30条	(2)	⑦	第30条	(2)	⑧	<p>第30条（ショッピング利用代金の支払い区分） ⑦（略）</p>	<p>第30条（ショッピング利用代金の支払い区分） ⑧（略）</p>
第30条	(2)	⑧	第30条	(2)	⑨	<p>第30条（ショッピング利用代金の支払い区分） ⑧（略）</p>	<p>第30条（ショッピング利用代金の支払い区分） ⑨（略）</p>
第30条	(2)	⑨	第30条	(2)	⑩	<p>第30条（ショッピング利用代金の支払い区分） ⑨（略）</p>	<p>第30条（ショッピング利用代金の支払い区分） ⑩（略）</p>

第30条	(2)	⑩	第30条	(2)	⑪	第30条(ショッピング利用代金の支払い区分) ⑩(略)	第30条(ショッピング利用代金の支払い区分) ⑪(略)
第30条	(2)	⑩	第30条	(2)	⑫	第30条(ショッピング利用代金の支払い区分) ⑪(略)	第30条(ショッピング利用代金の支払い区分) ⑫(略)
第30条	(3)	-	第30条	(3)	-	第30条(ショッピング利用代金の支払い区分) 甲は金利情勢の変化など相当の事由がある場合、左記(2)①の手数料を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、甲から変更内容を通じた後は、リボルビング払いの手数料はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。	第30条(ショッピング利用代金の支払い区分) 甲は金利情勢の変化など相当の事由がある場合、左記(2)①④⑦の手数料を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、甲から変更内容を通じた後は、リボルビング払いの手数料はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。
第31条	(2)	-	第31条	(2)	-	(2) 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、1回払い・リボルビング払いにかかる残債務の全額に対しては14.6%を乗じた額の遅延損害金を、2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・分割払いにかかる残債務の全額に対しては法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。	(2) 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、1回払い・リボルビング払いにかかる残債務の全額に対しては14.6%を乗じた額の遅延損害金を、2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・分割払い・ <u>スキップ払い</u> にかかる残債務の全額に対しては法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
第34条	(2)	-	第34条	(2)	-	(2) 第1項にかかわらず、会員は、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解決されるまでの間、甲に対して当該事由に係わる商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。 ①商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合 ②商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)がある場合 ③クーリングオフ、中途解約(特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除く。)に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続が行われないうとき ④その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合	(2) 第1項にかかわらず、会員は、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払い、 <u>スキップ払いに指定または変更して購入</u> もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解決されるまでの間、甲に対して当該事由に係わる商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。 ①商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合 ②商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)がある場合 ③クーリングオフ、中途解約(特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除く。)に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続が行われないうとき ④その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合